

## 茂原市浸水防止対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、台風や大雨等による浸水被害を防止又は軽減するため、建物等の浸水防止対策工事を実施する者に対し、予算の範囲内において、茂原市浸水防止対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、茂原市補助金等交付規則(昭和60年茂原市規則第34号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建物等 一戸建ての住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、事務所、店舗、工場その他これらに類するものであって、浸水防止対策工事により浸水被害を防止又は軽減が見込まれるものをいう。

(2) 浸水防止対策工事 建物等の浸水防止対策に係る工事で次に掲げるものをいう。

ア 止水壁 敷地への浸水を防止又は軽減する効果が認められる、浸水に耐える構造の工作物を設置する工事

イ かさ上げ工事 現に使用する建物等の解体又は当該敷地外への移転の伴わない、建物等の基礎及び床面を既存の高さよりも高くする工事

ウ 盛土工事 現に使用する建物等を解体して、同一の敷地内又は対象区域内において、新築又は増改築をし、かつ、当該建物等に係る敷地の盛土を行う工事

エ 止水板 建物等又は敷地への浸水を防止又は軽減する効果が認められる、浸水に耐える材質で取り外し、又は移動可能な防水板を設置する工事

オ 耐水住宅 現に居住する住宅を解体して、同一の敷地内又は対象区域内において、浸水を防止又は軽減する効果が認められる住宅を新築又は増改築する工事

カ 前各号に定めるもののほか浸水防止対策として市長が適当と認める工事

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、対象となる建物等が現に市内に存し、申請年度内に完了する浸水防止対策工事とする。

### (交付の要件)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に交付するものとする。ただ

し、補助金の交付申請内容その他の事情を勘案して、補助金を交付しないことが適当と市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 補助金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 建物等を現に使用する所有者（以下「所有者」という。）又は建物等を現に使用する使用者（以下「使用者」という。2人以上いる場合にあっては、当該住宅等の代表者とし、区分所有建築物にあっては当該建築物の管理組合とする。）であること。

イ 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がないこと。

ウ この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

エ 補助金に係る建物等を売買目的で所有していないこと。

オ 自ら及びその使用する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 補助金の交付を受けることができる対象区域は、過去に浸水被害があった区域等であること。なお、当該区域は、次の例示等により確認できること。

ア 過去に浸水による被害のあった区域

イ 茂原市洪水ハザードマップにより浸水が想定される区域（大雨によって洪水になった場合に想定される浸水区域及び大雨の時水害に注意を要する区域）

ウ 市が浸水被害を把握している区域

(3) 補助金の交付を受けることができる対象工事は、浸水防止対策工事で次に掲げる高さ要件のいずれかに該当すること。

ア 過去の浸水による被害の高さ以上であること。

イ 浸水による被害を防止又は軽減する効果が認められる高さであること。

ウ その他市長が適当と認める高さであること。

(4) その他、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 浸水に耐える構造であること。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令等に適合すること。

ウ 当該建物等の隣地への土砂又は水の流出の恐れ、及びその他悪影響の恐れがないこと。

エ 既存の施設に関する修繕又は改修でないこと。

オ 建物等を継続的に居住又は業務の用に供していること。

カ 交付申請前に工事に着手していないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1に相当する額以内（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一つの建物等につき、50万円を限度額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茂原市浸水防止対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記第2号様式）

(2) 建物等が対象区域にあることを示す書類（建物等の位置図及び過去に浸水被害が発生した区域であれば罹災又は被災証明書の写し等）

(3) 工事見積書の写し

(4) 工事前の状態を示す現地写真（建物等の全景及び工事予定箇所の写真）

(5) 浸水対策の効果及び浸水に耐える構造を示す書類（構造及び高さが分かる工事図面、製品仕様書等）

(6) 建築基準法第6条又は第6条第2項による申請及び確認を伴う場合は確認済証の写し

(7) 所有者であることを示す書類（登記事項証明書又は固定資産評価証明書等。事業者にあつては法人登記簿謄本等）

(8) 使用者にあつては、使用者であることを示す書類（住民票等。事業者にあつては法人登記簿謄本等。借家等にあつては賃貸借契約書の写し等）

(9) 使用者にあつては所有者の工事承諾書（別記第3号様式）

(10) 市税等の滞納がないことを証する書類

(11) 管理組合にあつては構成員による申請の同意を示す書類及び規約等

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、茂原市浸水防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知

する。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が当該決定に係る内容を変更しようとするとき、又は取下げようとするときは、茂原市浸水防止対策事業補助金交付変更承認申請書(別記第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容及び補助金の額の変更を伴わない軽微な変更であると認めるときは、この限りでない。

2 交付決定者は、補助対象事業が申請年度内に完了しないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該事業の実施の状況等を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、変更又は取下げの承認の可否を決定し、茂原市浸水防止対策事業補助金交付変更承認(不承認)決定通知書(別記第6号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(着手及び完了の届出)

第9条 交付決定者は、当該工事に着手したとき及び完了したときは、茂原市浸水防止対策事業補助金着手(完了)届(別記第7号様式)を速やかに市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、交付決定に係る工事を完了した日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、茂原市浸水防止対策事業補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る契約書、請書又は見積書の写し
- (2) 工事に要した費用の支払い状況を示すものの写し(領収書等)
- (3) 完了時に不可視部分となる場合にあつては工事中の写真(主要な構造部の内容が分かる写真)
- (4) 工事完了後の写真(建物等の全景及び工事箇所の高さの分かる写真)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適正と認めるときは、補助

金の額を確定し、茂原市浸水防止対策事業補助金交付額確定通知書（別記第9号様式。以下「交付確定通知書」という。）により交付決定者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようするときは、茂原市浸水防止対策事業補助金交付請求書（別記第10号様式）に交付決定通知書及び交付確定通知書の写しを添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、茂原市浸水防止対策事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- （2） この要綱に定める補助金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- （3） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （4） 正当な理由なく浸水防止対策工事を著しく遅延し、申請年度内に完了の見込みがないと認められるとき。
- （5） その他交付決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、茂原市浸水防止対策事業補助金返還命令書（別記第12号様式）により、期限を定めて既に補助した額の全部又は一部について返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日の翌日から起算して30日以内とする。

（維持管理等）

第15条 交付決定者は、補助対象事業によって取得した財産について、当該補助事業の完了後においても、良好に維持管理しなければならない。

(損害の負担)

第16条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行ったことにより、交付決定者及び第三者に事故又は紛争等が生じても、市はいかなる責も負わないものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。